

令和 5 年 3 月 17 日
上 下 水 道 局

下水排除基準に違反した特定事業場に対する行政処分について

本日付けで以下の特定事業場に対し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 37 条の 2 の規定に基づき行政処分（改善命令）を行いましたので、お知らせします。

| | |
|-------------|--|
| 特定事業場の名称 | 株式会社佐藤食肉 |
| 代 表 者 名 | 代表取締役 佐藤 久 |
| 所 在 地 | 阿賀野市山倉 1912 番地 2 |
| 事 業 場 の 概 要 | 製造業（食肉） |
| 行政処分の内容 | 除害施設の改善その他必要な措置及び下水の水質の改善命令 |
| 行政処分の理由 | <p>当該特定事業場から公共下水道に排除された下水について、当局において水質検査を行ったところ、複数回にわたり下水道法 12 条の 2 第 1 項（昭和 33 年法律第 79 号）及び阿賀野市下水道条例（平成 16 年条例第 175 号）第 16 条の規定に違反していることが確認された。</p> <p>また、令和元年以降の度重なる違反に対し、当局から繰り返し行政指導を行ったにも関わらず十分な改善がなされていないことから、今後も下水排除基準に適合しない下水を排除する恐れがあると認められる。</p> |
| 参 考 | <p>当該特定事業場の主な違反内容（令和 5 年 1 月 31 日）</p> <p>(1) 水素イオン濃度 (PH) 4.9 (20℃) PH (基準値外)</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 2,900mg/l (基準値の 4.8 倍)</p> <p>(3) ノルマルヘキサン抽出含有量 170mg/l (基準値の 5.7 倍)</p> |



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：上下水道局 浜崎・小林

電話：0250-62-2833

mail : gesuido@city.agano.niigata.jp